

立替事業実施にかかる同意書

介護保険のサービス利用にあたり、被保険者に便宜を図るとともに、制度利用を促進するため、高額介護サービス費等の受領委任払い（立替事業）実施要綱第3条に規定する保険給付の取扱いについて、同要綱第4条の規定に基づき、三田市を甲、立替事業を実施しようとする事業者を乙とし、下記に関して甲乙双方において同意するものとする。

記

1 該当する立替事業（該当する□に√点）

高額介護サービス費

高額介護サービス費の支給対象となる被保険者に対し、乙は利用者負担金の支払請求を猶予し、後日、甲が提示する金額を被保険者に請求及び受領するほか、残額については甲に請求及び受領する。

福祉用具購入費

福祉用具を購入しようとする被保険者に対し、乙は利用者負担金の支払請求及び受領を販売価格（保険給付基準額）の1割～3割で行い、残額については甲より受領する。

住宅改修費

住宅改修を行おうとする被保険者に対し、乙は利用者負担金の支払請求及び受領を改修費用（保険給付基準額）の1割～3割で行い、残額については甲より受領する。

2 立替事業にかかる保険給付の振込先口座

銀行・信金 信組・農協		本店・支店 出張所		種 別	普通 当座
口座 番号	(7桁)	口座 名義人	(フリガナ)		

この同意の証として本書を2通作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：三田市三輪2丁目1番1号
三田市長

乙：

印

(三田市記入欄)

電算登録番号	高額介護										
	福祉用具										
	住宅改修	9	9	4	2						
有効開始日	令和 年 月 日から開始					備考					

令和 年 月 日

上記について、次のとおり決定してよろしいか（伺い）

同意 不同意[理由：]

課長	副課長	係長	係	完結年月日
				令和 年 月 日